

## 美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援等業務委託仕様書

### 1. 業務目的

美祢市では、地球温暖化対策への取組みとして廃棄物の固形燃料化や地域循環共生圏の構築検討などの実施、令和2年3月に「美祢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定している。

また、令和5年度には環境省の補助事業を活用し、「美祢市再生可能エネルギー導入計画」の策定及び「美祢市公共施設太陽光発電設備等導入調査」を行った。今後、長期目標としての2050年を見据え、脱炭素に向けた取組を総合的に推進するため、脱炭素・持続可能な社会の構築に向けて具体的施策等の検討が必要である。

これらを踏まえ、本業務では、「美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定及び「美祢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定を行うことを目的とする。

### 2. 業務の対象区域

美祢市全域

### 3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 4. 業務内容

#### (1) 美祢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という） 策定支援

##### ア 基礎情報の収集、現状分析

既存計画である「美祢市再生可能エネルギー導入計画」に基づく調査・検討結果から、基礎情報を収集・整理し、現状分析を行う。

なお、令和5年度に実施した「2050年までに脱炭素社会を実現するための美祢市再生可能エネルギー導入計画策定支援業務」及び「2050年までに脱炭素社会を実現するための美祢市公共施設太陽光発電設備等導入調査支援業務」の検討結果は受託者に貸与する。

##### イ 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

美祢市再生可能エネルギー導入計画の調査・検討結果から、将来の温室効果ガス排出量に関する推計を行う。

##### ウ 脱炭素施策の立案

「美祢市再生可能エネルギー導入計画」を踏まえた具体的な施策の立案を行う。立案に当たっては以下の（ア）ないし（ウ）の検討を行うこと。なお、作業方針及び基本的な考え方・構成の検討に際しては、最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」及び「美祢市再生可能エネルギー導入計画」を参照することとする。

- (ア) 再生可能エネルギー導入に関する検討  
美祢市再生可能エネルギー導入計画で策定した施策の取り組み内容や体制を検討し、ロードマップを作成する。
  - (イ) 省エネルギー部門に関する検討  
省エネルギーや再生可能エネルギー導入に関する市民・事業者の意識・意向や取組上場を把握するためアンケートを実施する。アンケート対象者は市民・事業所含めて 1,200 程度とし、対象者の抽出やアンケート調査票の発送及び回収は市が行い、アンケート調査票の検討及び作成・印刷、調査結果の整理・分析については受託者が実施する。
  - (ウ) 省エネ・再エネに資する総合的な取組み  
省エネルギーや再生可能エネルギーに資する総合的な取組みを市全体で推進するための、施策の立案と普及啓発方針を検討する。
- エ 気候変動適応計画の包含  
これまでに本市に生じている気候変動の影響事例や将来想定される影響について、国の気候変動影響評価等を基に評価を行い、他市の事例を参考にし、本市の特性に即した適応策を検討する。これらは、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付け、計画書に反映すること。反映に当たっては、最新の「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を参照すること。
- オ 計画策定過程における地域及び市内の合意形成支援
- (ア) 会議等運営支援  
実行計画の策定にあたり、美祢市環境審議会（地球温暖化対策部会を含む）は 4 回、美祢市脱炭素推進本部会議（市内組織）は 3 回の開催を予定し、会議に必要な資料及び議事録等の作成支援を行うとともに、会議に出席し、説明等の事務局支援を行う。
  - (イ) パブリックコメント実施支援  
計画書原案の作成後に、住民等へ広く意見を聴取するため、パブリックコメントの実施を支援する。パブリックコメントに必要な資料として、掲載用原稿（素案）の作成及び回答の支援を行う。また、得られた意見は必要に応じて計画に反映するものとする。
- カ 進捗管理支援システム・ツールの構築  
実行計画の進捗管理を行うための温室効果ガス排出量算定支援システム、再生可能エネルギー導入量算定ツールを構築する。システムは、専門知識がなくても入力作業が行え、職員自らが将来のデータ更新も可能なものとする。
- (2) 美祢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という）  
改定支援
- ア 基本的事項の検討

地球温暖化問題や国内対策の動向、また「美祢市再生可能エネルギー導入計画」等美祢市の関連する計画との位置づけについて整理する。

イ 内容検討・提案

温室効果ガスの削減目標を設定し、目標を達成するための具体的な施策やそれを実施するための推進体制等を設定する。

「美祢市公共施設太陽光発電設備等導入調査支援業務」の検討結果を反映させること。

ウ 会議の運営支援

美祢市脱炭素推進本部会議（庁内組織）は3回の開催を予定し、「区域施策編」に併せて行う。会議に必要な資料及び議事録等の作成支援を行うとともに、会議に出席し、説明等の事務局支援を行うこと。

(3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）に関する業務環境省が募集する「重点対策加速化事業」に関する支援を行う。

・各種調査、事業案の提案、事業計画の策定、申請書作成等

## 5. 成果品の提出

(1) 内容

業務内容をとりまとめた報告書及び報告書概要版を提出する。

(2) 成果品

ア 業務報告書（A4サイズ、カラー）及び概要版 各2部

イ 業務報告書に係る電子データ一式（メール及びDVD-R等）

※電子データの形式については以下のとおりとする。

・Microsoft社 Windows10 上で表示可能なものとする。

・文章：Microsoft社 Word（ファイル形式はWord2016以下）

・計算表：Microsoft社 Excel（ファイル形式はExcel2016以下）

・上記2つの形式の成果品に加え「PDFファイル形式」による成果品を作成すること。

ウ その他美祢市が求める資料

(3) 提出場所

美祢市 市民福祉部 生活環境課

E-mail：[kankyou@city.mine.lg.jp](mailto:kankyou@city.mine.lg.jp)

(4) 提出期限

令和7年3月17日（月）

(5) 留意事項

本業務完了後、受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

## 6. 提出書類

### (1) 業務着手時（受託後1週間以内を目途）

- ア 業務着手届
- イ 主任担当者届
- ウ 業務計画書

### (2) 業務完了時

- ア 業務完了届
- イ 業務引渡書
- ウ 納品書
- エ 請求書

## 7. その他留意事項

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。  
特に、個人情報については、その保護の重要性を認識し「個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、別記個人情報取扱特記事項に従い、適正に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、美祢市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、地球温暖化対策計画、気候変動適応計画、最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル、地域気候変動適応計画策定マニュアル、地域脱炭素ロードマップ等を熟読し、美祢市の地域特性を配慮した調査を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、令和5年度実施の「2050年までに脱炭素社会を実現するための美祢市再生可能エネルギー導入計画策定支援業務」及び「2050年までに脱炭素社会を実現するための美祢市公共施設太陽光発電設備等導入調査支援業務」の検討結果を反映させること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は委託内容の変更については、発注者・受託者協議の上で決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案するものとする。